

案

《北学園・南学園PTA弔慰規定》

第1章 弔慰の部

第1条（死亡弔慰）

次の事項に示すことがあった場合には、それぞれ次の方法にて弔慰をあらわす。

1 学園に在籍する児童生徒の保護者及び教職員が死亡した場合

会員が死亡した時は、会員代表がまず弔問し、その後、会葬する。ただし、会場の場所や季節によって対応の仕方を変更することがある。

なお、弔問は3,000円、香典は5,000円とする。

2 学園に在籍する児童生徒が死亡した場合

生徒が死亡した時は、会員代表がまず弔問し、その後、会員代表及び当該学級長が会葬する。

なお、弔問は3,000円、香典は5,000円と生花を贈る。

第2条（災害弔慰）

会員に不慮の災害があった場合には、その都度執行部役員が協議し、適宜対応する。

1 家屋が火災にあった場合

2 自然災害により家屋倒壊にあった場合

第3条（その他の事態）

この規定により難しい事態については、その都度執行部役員が協議し、適宜対応する。

また、その他必要と認められる事案の場合は、会長の決定によるものとする。

上記により弔慰をした場合には、学年、学級単位による弔慰はしないこととする。

第4条（附則）

この規定で、弔慰を受けた者及びその家族は一切返礼をしないものとする。

第5条（改正）

この規定の改正は、執行委員の決議を経て行うものとする。

附則 この規定は、令和5年4月1日より施行する。